

## 志賀原子力発電所 安全性向上施策の工事計画変更について

平成29年10月30日  
北陸電力株式会社

当社は、新規制基準への適合性確認に係る他社の審査状況を踏まえ、代替高圧注水設備の追加設置が必要と判断したため、志賀原子力発電所の安全性向上施策の工事完了時期を見直しましたので、お知らせします。

当社は、新規制基準も踏まえた「安全性向上施策」について、平成25年6月より現地工事を開始し、平成29年度内に工事完了としていました。

(平成28年9月30日お知らせ済み)

昨年9月の工事計画の変更以降も、より一層の安全性向上の観点から、適宜、「安全性向上施策」の工事内容の充実を検討してまいりましたが、この度、新規制基準への適合性確認審査が先行する他社発電所の審査状況を踏まえ、代替高圧注水設備の追加設置が必要と判断しました。

これにより、工事完了時期の見直しが必要となり、これまでの平成29年度内から1年程度延長し、平成30年度内に変更することとしました。

また、新たに新規制基準に反映される見込みとなった格納容器代替循環冷却系につきましては、これに相当する設備の設置に向け、現在、設計を進めているところです。この設備につきましては、上記の代替高圧注水設備の設置工期内での設置が完了するよう進めてまいります。

なお、2号機の安全対策費（安全強化策と安全性向上施策を合わせた費用）は、全体規模として1千億円台の後半から変更はないと見込んでいます。

以 上

添付資料：追加設備について

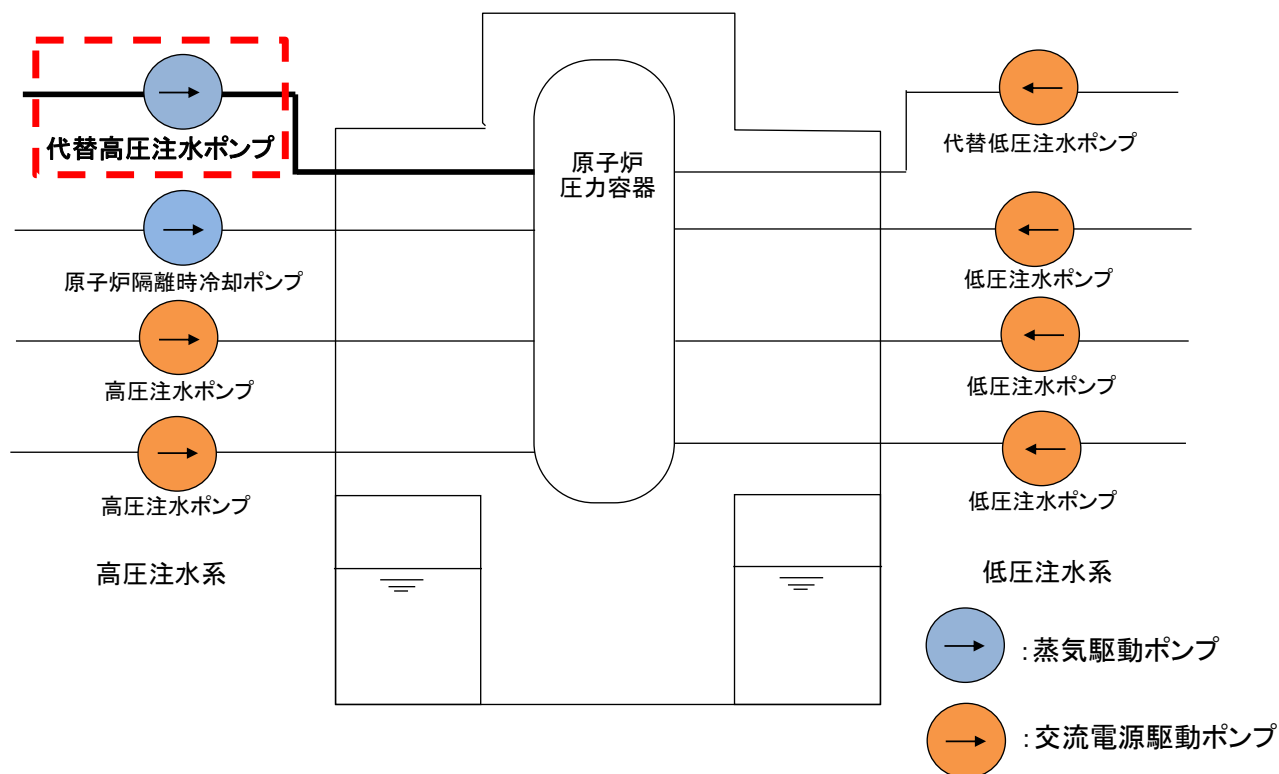
## 追加設備について

### 1. 代替高圧注水設備の概要

当社は、審査が先行する他社の発電所の審査状況を踏まえて、適宜、志賀原子力発電所2号機の安全性向上施策の工事内容の充実を検討し、設計や工事を進めているところです。

今回、代替高圧注水設備の設置工事を実施します。

代替高圧注水設備は、全交流電源が喪失し交流電源駆動ポンプが使用できない状況下で、原子炉の蒸気で駆動する原子炉隔離時冷却ポンプが故障で使用できない場合においても、原子炉の蒸気で駆動する交流電源不要の代替高圧注水ポンプにより、原子炉に注水できる設備です。

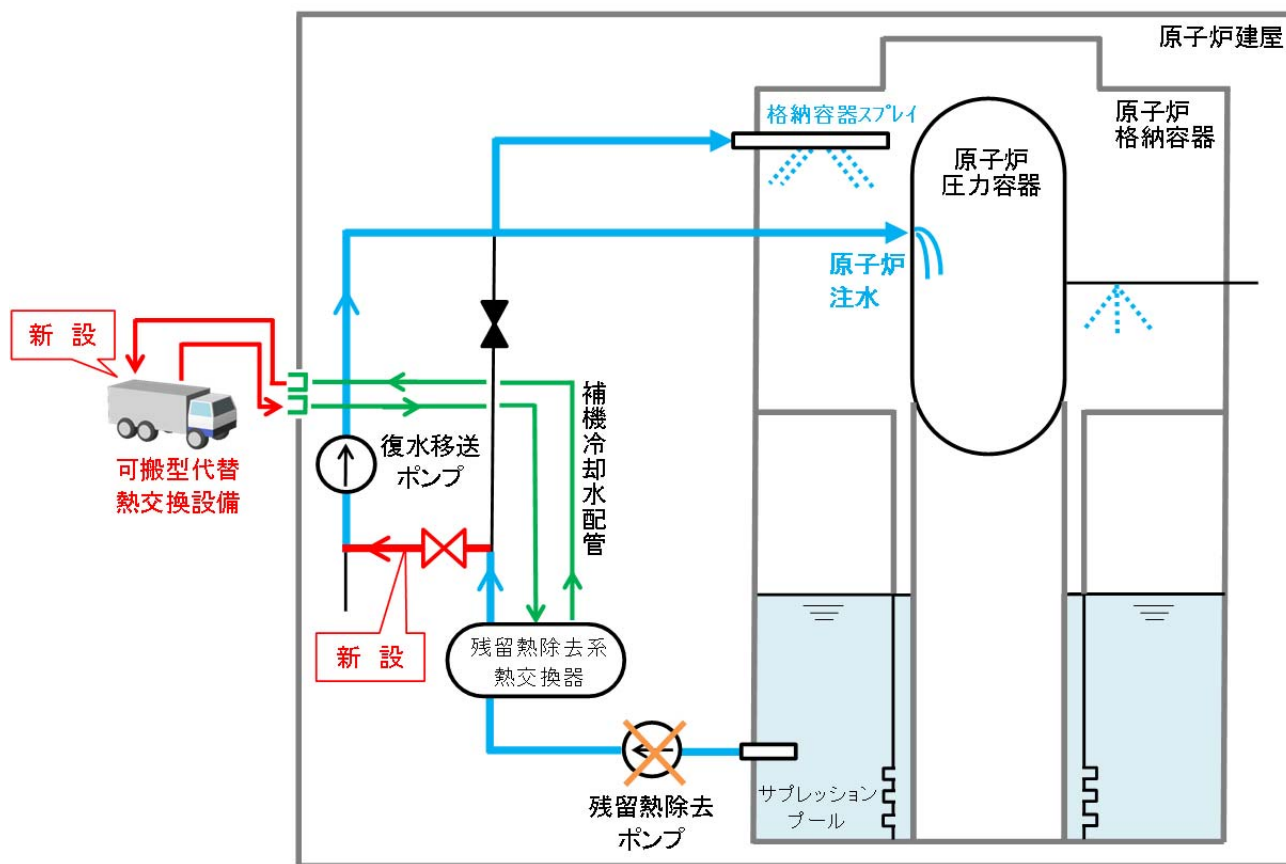


原子炉圧力容器への注水概略図

## 2. 代替残留熱除去設備の概要

柏崎刈羽原子力発電所6、7号機の新規制基準適合性審査を通じて得られた技術的知見に係る追加の規制要求（原子炉格納容器の過圧破損防止のための格納容器代替循環冷却系 他）が、本年末に新規制基準に反映される見込みです。

代替残留熱除去設備は、「格納容器代替循環冷却系」に相当するもので、残留熱除去ポンプが使用できない状況下でも、他のポンプや新設する可搬型代替熱交換設備等を用いて格納容器の過圧破損を防止できる設備です。



代替残留熱除去設備 系統概略図

以上